

日本共産党を代表されました村井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、総選挙を踏まえた市政運営についてであります。

衆議院総選挙の結果、民主党を中心とした政権運営がなされることとなり、今後、政局は大きく転換するものと受け止めております。

今後の動向を見極める必要がありますが、地方に不安や新たな負担を生じさせることのない仕組みづくりが行われるとともに、国民一人一人が安心して暮らすことができるよう、きめ細やかな政策が実施されることを念願いたしております。

本市におきましても、引き続き「人間重視」「環境重視」の行政運営に全力を傾注して取り組んで参る考えであります。

次に国保行政についてであります。

国保制度は、他の健康保険が適用とならない方を対象としており、総じて低所得者が多く加入する仕組みとなっておりますが、相互扶助を基本とした医療保険制度であることから、所得が少ない方であっても一定の負担を頂くことが求められております。そうした中で、厳しい財政状況下ではありますが、増大する医療費に対応し、事業の安定運営を図るため、やむなく国保税の引き上げを行ったところであります。

次に、一部負担金減免制度の取り扱いにつきましては、国におきまして、本年度中にモデル事業を実施し、その結果を検討する中で、統一的な運営基準を定めると伺っており、その動向を注視して参ります。

次に資格証明書につきましては、生活保護基準等も参考にする中で、適用除外の拡大について検討してきたところであり、本年10月1日の被保険者の一斉更新時から、保険税の法廷軽減世帯で、5割軽減・2割権限世帯についても、実施して参りたいと考えております。

次に後期高齢者医療制度の撤回についてであります。

後期高齢者医療制度は、急速な少子高齢社会の進展の中、国民皆保険制度を堅持し、医療保険制度を将来にわたり、持続可能なもとするとともに、公平で分かりやすい医療制度とするため、創設されたものと認識しております。

また、現行制度の今後の対応につきましては、今後の国の動向を注視しつつ、広域連合とも連携し、情報収集に努めてまいります。

次に、短期被保険者証の交付についてであります。

短期被保険者証は、医療の給付に、なんら制限をくわえるものではなく、保険料に係る納付相談の機会を確保し、被保険者間の負担の公平

性と制度の安定を確保する観点から、広域連合が交付しているものであります。

次に介護保険制度についてであります。

介護保険は、「老後の安心を支える社会保障制度」の一つとして創設された保険制度であり、その事業運営に係っては、サービス利用者のニーズに応えるとともに、被保険者の相互理解のも、低所得者に配慮するなどバランスのとれた保険料や利用料の一定の負担は不可欠なものと考えているところであります。

今後、被保険者が安心・安全を実感し、住み慣れた地域で暮らせるよう基盤整備に努め、また、サービス提供事業者が健全な事業運営を図れるよう、安定的な介護保険事業の展開を図るとともに、そのための制度の見直しや財政支援等につきましては、今後必要に応じて国に要望してまいります。

なお、ケアマネジャーの支援・育成につきましては、各種研修会や事業者指導等を通じて、実施しているところであります。

また、介護予防プランの作成につきましては、地域包括支援センターにおいて、利用者本位のプランが作成されているものと考えております。

次に、給付適正化事業についてであります。介護給付の適正化は、介護給付を必要とする利用者を適正に認定したうえで、利用者が真に必

要とするサービスを事業者がルールに従って適切に提供するよう促すこととあります。

介護給付の適正化を図ることにより、制度の信頼性が高まり、持続可能な制度の構築に資するものと考えているところとあります。

次に、特別養護老人ホームなどの施設・居住系サービスの整備につきましては、第4期介護保険事業計画に基づき、現在、小規模特養など179人分の施設整備を進めているところであり、今後とも、計画的に基盤整備に努めて参ります。

次に、障がい者施策についてであります。

民主党のマニフェストでは、障害者自治自立支援を廃止し、新たな法律を制定する方針とあります。

現段階では、具体的内容が示されていないことから、今後、国の動向を注視しながら、適宜必要な対応をして参りたいと考えております。

また、職員の処遇改善につきましては、本年4月に障がい福祉サービスの報酬改定が行われ、さらに、10月からは処遇改善のため、一人平均15,000円の交付金を支給することとしております。

本市といたしましても、障がい福祉サービス従事者の確保が今後益々必要とされることから、

国の施策を見極めながら、障がい福祉サービス従事者の処遇改善が図られるよう指導に努めて参ります。

次に、生活福祉資金貸付制度等、セーフティネットの拡充についてであります。

本市の生活福祉資金貸付資金の原資残高につきましては、本年8月時点で、70万円程度であります。

住居の敷金などの生活の再建に必要な資金につきましては、現下の厳しい雇用経済情勢に対応するため、本年10月から国の生活福祉資金市制度が見直され、効果的な運用がなされることとなっております。

従って、本市の生活福祉資金の原資の増額は、当面必要ないものと考えております。

次に、生活保護制度の母子加算等の復活につきましては、国の動向を注視しながら、適宜必要な対応をして参ります。

国民の不安や痛みを和らげ、一人ひとりが安心して暮らすことが出来るよう、国において、きめ細やかな政策が実施されることを期待するものであります。

次に、医療・衛生行政についてであります。

まず、新型インフルエンザ対策と医師確保についてであります。

本市においては、7月8日に対処方針を改定し、重症化患者への適切な医療の確保、感染の急速な拡大と大規模な流行の抑制を基本に、全ての医療機関で診療を行うこととしております。

こうした中で、第2種感染症指定医療機関であり、三次救急も担う市民病院においては、人工呼吸器管理を必要とするなどの重症度のより高い、ハイリスクの患者に対応できるよう、人的体制、設備の両面から受入れ態勢に万全を期して参ります。

また、必要な情報につきましては、医師会等と緊密な連携を図りながら、提供に努めて参ります。

なお、加茂及び神辺診療所の病床の復活については、考えておりません。

次に、新型インフルエンザワクチンの接種についてであります。

国は、今月中に、ワクチンの法的位置づけや接種方法等についての方針や接種方法などについての方針を決定することとしております。本市といたしましては、今後、国の方針に基づき、具体的な方法について、検討して参ります。

次に、医療費無料制度についてであります。

受診に際して必要となる一部負担金は、多受診を防止し、保険財政に対する負担を軽減するため、医療保険各制度において採用されている

ところであります。

高齢化の進展による医療費の増崇の中で、安定的な財政運営の観点から、75歳以上の高齢者に対する窓口負担の無料化は困難と考えております。

また、国民健康保険における70歳から74歳の一部負担の割合につきましては、本年度も引き続き、1割負担に凍結されているところあります。なお、国においては、次年度以降の取り扱いについて検討されており、その動向を注視して参ります。

次に、子どもの医療費の無料化についてであります。

乳幼児等医療費に対する、国レベルでの財政支援措置につきましては、これまでも市長会を通じ、要望しているところあります。

本市独自の助成制度につきましては、県制度を踏まえ、助成対象年齢を拡大して実施しているものであり、現段階では、中学校卒業までの無料化は考えておりません。

次に、商工労働行政についてであります。

日本政策金融公庫の中小企業向け融資制度は、担保や個人保証に過度に依存しない取り組みとして、すでに、経営者本人の個人保証を免除等する制度も設けられております。

今後につきましても、国の動向を注視して参ります。

次に、中小企業者の実態把握についてであります。

商工業者との懇談会や企業訪問などにより、日常的に、様々な意見等をお伺いする中で、中小企業者の実態把握に努めているところであります。

次に、小規模事業者登録制度についてであります。

本市が発注する建設工事については、地元企業育成の観点から、福山市建設工事競争入札参加資格を有する市内の建設業者に発注することを基本といたしております。

小規模な修繕工事といえども、適正な履行の確保を図る必要があることから、資格を有しない者への発注については、慎重に対応すべきであると考えております。

住宅リフォームについては、既存の公的資金の融資並びに助成制度の活用を図ってまいります。

また、本市が行う公共事業については、これまでも住民福祉の向上を目的として、生活道路をはじめ、河川、水路など快適な暮らしを支える生活基盤整備に取り組んでいるところであります。



次に、緊急雇用対策の拡充についてであります。

世界的な景気の後退を受け、経済・雇用情勢は、厳しい情勢にあります。

とりわけ、派遣労働者にとっての雇用環境は、大変厳しく、将来への不安も大きくなっております。

こうした、非正規労働者の雇用不安を払拭し、安心して働くことのできる雇用政策は、国において仕組みづくりを早急に行う必要があると考えております。

最低賃金につきましては、労働者が文化的な最低限度の生活を営むことができることができる水準とする必要があり、国の動向を注視して参ります。

次に「緊急雇用創出事業」の具体については、直接事業として、歴史的文書の選別作業や点検・改善業務等、これまでに15事業、延べ48人の臨時職員を採用しているところであります。

また、民間企業等への委託事業といたしまして、枯損木処理や環境負荷にかかる調査業務等、5事業、延べ21人の雇用創出を行っております。

職業訓練等につきましては、引き続き、福山地域職業訓練センターでの実施屋広島県立福山高等技術専門学校等と連携し、その利用の周知を

図ってまいります。

次に、農林行政についてであります。

食料自給率の低下や耕作放棄地の拡大等は、国民生活に直結した課題と認識しております。

**FTA**(自由貿易協定)等の交渉につきましては、我が国の農業等の重要性を十分認識し、食料安全保障や国内農業等の振興などの観点から、国において対応されるべき事柄であると考えております。

教育行政についてお答えします。はじめに、教職員の健康管理についてであります。

入校・退校時刻記録票は、1学期の学校実態調査に出向いた際、全ての学校で全教職員が記入していることを確認いたしております。

作業量の適正化については、入校・退校時刻記録票等に基づき、各校長が対応しておりますが、必要があった場合は、教育委員会が、記録票の提出を求めるとともに、その改善策を指導しているところです。

今後の課題としては、「生徒指導奨励費実績報告書」等の諸帳簿も活用し、教職員の全体的な教育活動を把握することが、必要と考えております。

まお、自ら保健管理医の面接指導を申し出た教職員はおりませんが、本年4月以降、疲労の

蓄積が見られるなどとして、校長から受診を促した事例は10件となっております。

今後とも、健康診断事業の趣旨を十分に踏まえ、教職員の健康管理に一層努めて参ります。

次に、中学校給食についてであります。

中学校給食につきましては、困難な課題があり、現行のミルク給食を継続してまいりたいと考えております。

次に、高校授業料の無償化等についてであります。

教育の機会均等を確保する観点から、新しい政権による高校授業料の無償化等の施策に注視してまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブの拡充についてであります。

本市においては、保護者の就労支援と児童の健全育成を図るという、放課後児童クラブ事業の趣旨に基づき、利用を希望する児童全員を受け入れることとしております。

その運営にあたっては、体育館など共用スペースの活用を図るとともに、利用児童数71人以上のクラブについては分割を進め、規模の適正化を務めているところです。

指導員につきましては、利用児童数などに応

じた基準を定めて配置しており、その研修は、全体及びブロック別や課題ごとに、年間をとおして実施することといたしております。

次に、子どもの居場所づくりについてであります。

これまで、公民館やブロック社会教育センターの事業として、木工教室などの創作活動や、バードウォッチングなどの自然観察、絵本の読み聞かせなど、子どもたちの豊かな心をはぐくむ事業を実施しております。

また、放課後児童子ども教室は、学区の人たちの協力を得て、様々な体験活動を実施することで、地域の大人と子どもたちが触れ合う機会が増え、地域の子どもは地域で育てるという意識が醸成されているところです。多くの人たちが係わることで、安全ない場所を提供するとともに、地域の教育力の向上にもつながるものと考えております。

なお、児童館建設の所要額につきましては、規模や種別により異なりますが、国の補助制度といたしましては、児童厚生施設等整備費補助として、所要額に対して3分の1以内の補助となっております。

次に、保育行政についてであります。

まず、保育所の入所定員の運用につきまして

は、国の基準に則して適切に対応しているところでもあります。

次に、保育所の再整備につきましては、保育所が抱える様々な課題を解決して、将来にわたって良質な保育サービスを安定的に提供するため、鋭意、取り組んでいるところであり、公立保育所の社会福祉法人への移管につきましては、引き続き、着実に進めてまいります。

次に、保育所運営に対する国の財政措置と保育制度の在り方につきましては、政局が大きく転換する中で、地方分権を進めることと、児童福祉の向上の視点から特にその動向を注視してまいりる考えであります。

次に、浸水被害防止対策についてであります。

手城川においては、河川管理者である広島県において、現在、流域の雨水貯留機能を高める春日池の改修工事を、2012年度(平成24年度)までの予定で、鋭意取り組まれております。

河道改修につきましては、現在の手城川の川底を約2m掘り下げて、必要な河川断面を確保する計画で、春日池の完成後に、引き続き、取り組む予定であると伺っております。また、地元から要望されている手城川の浚渫につきましては、県において、今年度、JR山陽本線から南蔵王町までの浚渫・清掃工事を実施されており、来年度以降も、必要な箇所浚渫工事等、

実施されると伺っております。

市においても、農業用利用水をして不要となった、手城川にある樋門の撤去工事や、流れ込む水路の掘浚工事を実施し、流水能力の確保に努めております。

次に、公共施設への一時的貯留につきましても、現在、県が実施している、手城川流域貯留浸透事業調査の中で、流域にある溜池を利用して、雨水貯留機能を持たせるための構造について検討しているところであります。

次に、雨水貯留槽設置の取り組みにつきましては、他都市の事例について調査・研究するため、2008年(平成20年)10月に「雨水利用自治体担当者会議」への入会をしたところであります。

この連絡会で示された、雨水貯留槽設置による浸水被害の軽減効果の事例では、小規模校うでは若干の流出抑制効果が見られますが、定量的な評価には至っていないとのことであります。

引き続き、他都市の事例や研究成果等を基に、本市の実情に合った雨水流出抑制の手法について研究してまいります。

次に、幹線道路網整備についてであります。

まず、福山西環状線の整備に係る近田沖

地区につきましては、本年２月に開催した第３回設計協議で、自治会から意見書を反映した修正図面や対応方針を説明し、その後、計３回の役員会において、嘆願書署名者の意見も報告のうえで、最終的に、自治会として、新たな意見は無い旨の確認ができたため、これまでの協議結果を基に作成した設計協議確認書を提示し、自治会の了承が得られたことから、本年８月に確認書を締結したものであります。

このため、既に２００１年（平成１３年）１０月に終了している事業説明会を、この段階において、開催する考えは無い旨を、事業者から伺っております。

おな、嘆願書の署名者に対しては、個別に質問等を伺い、回答書の郵送等によって、全ての疑問点へ適切に対応しており、今後も関係住民からの質問等へは随時に対応し、説明責任を果たしていく旨を、事業者から伺っております。

次に、瀬戸学区山北地区における境界確認作業につきましては、現段階では、あくまで都市計画決定範囲内の住宅所有者を対象としておりますが、対象土地の境界画定には、隣接地の確認が必要なため、都市計画決定区域外の土地も確認作業をする場合があります。

次に、境界確認作業に管財課が立ち会った理由は、一般的には、本市に帰属すると解される

「大字山北」名義の土地を、調査するためであります。

次に、山北地区の「共有地」名義の土地につきましては、境界確認は行われておりませんので、管財課が押印する事はありません。

なお、山北地区の境界確認申請が手続中となっている理由につきましては、所定の書類が整っていないためであります。

次に、津之郷の谷尻踏切と市道高浦・長者ヶ原線の拡幅についてであります。

2006年(平成18年)8月に津之郷学区町内会連合会外2団体から「JR山陽本線谷尻踏切の拡幅及び通学路の安全確保について」要望を受けたことから、現地を確認した結果、通学路の安全確保を図るためには、歩道は連続性を持ち、車両もすれ違いが可能な幅員の確保が必要であり、概ね、歩道幅員2.5m、車道幅員7.0mとし、国道2号小森交差点から新幹線側道までの約300m区間を整備する必要があると判断したものであります。

なお、当該市道改良は、スマートIC設置には関与しておりません。

次に、鞆港の埋め立て架橋事業についてであります。

事業に対する住民の意識についてであります



が、2004年(平成16年)6月の事業実現の要望署名、2007年(平成19年)9月議会で採択された請願書に添えられた賛同署名等に示されているとおり、鞆町の大多数の住民は、事業の早期実現を熱望されていると認識しております。

また、鞆の再生・活性化に向けた、総合的なまちづくりを進めるためには、埋め立て架橋は欠くことのできない事業であります。

今後、まちづくりの主役である住民の皆様とともに策定した「鞆地区まちづくりマスタープラン」を基に、住民の皆様の様々な御意見をうかがう中で、より具体的な整備方針を策定し、これに基づき、総合的なまちづくりに、積極的に取り組んで参ります。

なお、総合的なまちづくりの取組に当たっては、住民に対し、賛成派、反対派という色分けはしておりません。

今後、単位町内会を基本として御意見を伺う場には、全ての住民の方々に積極的に参加していただき、いろいろな角度から、より多くの御意見をお聴きし、充実した整備方針を策定してまいりたいと考えております。

国土交通省から求められている補足説明については、「一部の回答は行っており、残る項目も整理でき次第、速やかに回答する予定である」と認可申請者である広島県から伺っております。

次に、人権・同和行政についてであります。

本市におきましては、人権施策を総合的・計画的に推進していくため、「福山市人権施策基本方針」を策定し、あらゆる人権課題の解決をめざし、諸施策の推進に努めているところであります。

同和問題につきましましては、インターネット上の差別記載など今日的な課題もあり、課題解決に向け、取り組んでいるところであります。

次に、部落解放同盟福山市協議会への補助金につきましましては、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題解決に有効であり、公益に資すると判断する中で、福山市補助金交付金規則に基づき交付しているものであります。

福山市人権交流センターにおける事務所の使用許可につきましましては、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障がないことなどから、使用許可をしているところであります。

各地域で実施している人権啓発学習につきましましては、市民の自主的、主体的な取組により、多くの成果が上がっていると認識いたしております。

今後とも「福山市人権施策基本方針」に基づき、さまざまな人権問題を取り上げながら、参加者の日常生活に活かされ、協働のまちづくりにもつながる学習会となるよう取り組んでまい

ります。

コミュニティーセンター・館につきましては、人権啓発、福祉、交流に関する事業を展開しており、民主団体や、グループ・サークルの活動の場としても利用いただいているところであります。今後とも多くの市民が利用できるよう努めてまいります。

以上